

世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱

令和5年2月1日

4世児第716号

改正

令和6年4月1日6世児第151号

令和7年2月3日6世児第710号

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第2項及び世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月世田谷区条例第39号）の規定に基づき、区内において同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）に対して、当該事業に用いる施設の運営に要する経費の一部を補助することにより、事業の利用を必要とする児童の受入先を確保するとともに、多様なニーズに対応するサービスの提供を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

(通則)

第2条 前条に規定する事業用施設の運営に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付については、次に掲げる条例及び規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

- (1) 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和58年3月世田谷区条例第18号）
- (2) 社会福祉法人社会福祉協議会に対する助成の手続に関する条例（昭和41年12月世田谷区条例第53号）
- (3) 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団に対する助成の手続に関する条例（平成6年9月世田谷区条例第36条）
- (4) 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和58年4月世田谷区規則第21号。以下「社福施行規則」という。）

- (5) 社会福祉法人社会福祉協議会に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和 53 年 8 月規則第 54 号。以下「社協施行規則」という）
 - (6) 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団に対する助成の手続に関する条例施行規則（平成 6 年 9 月世田谷区規則第 108 号。以下「事業団施行規則」という。）
 - (7) 世田谷区補助金交付規則（昭和 57 年 5 月世田谷区規則第 38 号。以下「交付規則」という。）
- （定義）

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国要綱 放課後児童健全育成事業の実施について（平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 8 号）の別紙放課後児童健全育成事業実施要綱をいう。
 - (2) 都要綱 東京都学童クラブ事業実施要綱（平成 27 年 7 月 27 日 27 福保子家第 358 号）をいう。
- （補助対象事業）

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表事業の欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表要件の欄に定める要件を満たす事業であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 区長が事業の実施が必要と認める地域（次条において「対象地域」という。）において実施されること。
- (2) 事業の利用料の額が、区長が別に定める額の範囲内であること。
- (3) 補助の対象となる児童（世田谷区学童クラブ条例（平成 24 年 12 月世田谷区条例第 74 号）第 4 条に規定する児童をいう。）の利用申請に対し、定員による制限を除き、利用の制限がされないこと。
- (4) 他の助成金、委託料等を受け、又は受けることになっていないこと。
- (5) 政治若しくは宗教的活動又は営利を目的とした活動でないこと。
- (6) 社会的に問題視されており、区が補助金を交付した場合に、その事業等を区が擁護し、又は容認していると誤解を生じるおそれがあること。

ある事業等でないこと。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業のうち別表事業の欄に掲げるいずれかの事業を行う事業者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 対象地域において、当分の間、継続的かつ安定的に事業を実施するための経験及び経営の実績を有すること。

(2) 次に掲げる要件を満たす施設及び設備を確保すること。

ア 専用区画（事業の実施場所において、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画をいう。）において、児童1人につき1.65平方メートル以上の有効面積が確保されていること。

イ 採光、換気その他の児童の保健衛生上の配慮が十分に為されていること。

ウ 台所、便所及び手洗い場が設けられていること。

エ 児童が体調の悪い時等に休憩することができるスペースを確保すること。

オ 2方向以上の避難経路が確保されていること。

(3) 世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例、国要綱、

都要綱若しくは都型学童クラブ事業実施要綱（平成22年6月16日22福保子家第222号）又は放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号）若しくは世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針（令和4年11月4日4世児第529号）の規定に基づき事業を実施していること。

(4) 次に掲げる非常災害に対する措置を講じていること。

ア 消火用具、非常口その他非常災害時に必要な設備を設けること。

イ 非常災害への具体的な対応計画を定め、これに基づく定期的な訓練を実施すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた設備及び備品を備えていること。

(6) 社会的に問題視されており、区が補助金を交付した場合に、その団体を区が擁護し、又は容認していると誤解を生じるおそれがある団体でないこと。

(補助対象経費及び交付額)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表事業の欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表補助対象経費の欄に定める経費のうち、区長が必要と認めるものとする。

2 補助金の交付額は、別表事業の欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表補助基準額の欄に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、その事業に係る総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額に、毎月初日の登録児童数に15,000円を乗じて得た額（月額）に事業の実施月数を乗じて得た額を加えて得た額とする。

3 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(事前協議及び協定の締結)

第7条 区長は、補助金の交付を受けようとする補助対象者に、区長が別に定める書類を添付した協議書（第1号様式）を提出させるものとする。

2 区長は、協議書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、当該協議書を提出した補助対象者と補助事業の実施に関する協定を締結するものとする。

3 区長は、前項の規定による審査に当たっては、あらかじめ世田谷区民設民営放課後児童クラブ運営事業者選定委員会設置要綱（令和5年1月11日4世児第642号）第1条に規定する委員会の意見を聴かなければならない。

(補助金の交付申請)

第8条 区長は、前条第2項の規定により協定の締結をしたときは、当該締結をした補助対象者（以下「申請者」という。）に、区長が別に定める日までに、次に掲げ

る書類を添付した世田谷区放課後児童クラブ運営費補助金交付申請書（第2号様式）

を提出させなければならない。

- (1) 世田谷区放課後児童クラブ運営費補助金交付申請額内訳書（第2号様式の別紙1）
- (2) 事業計画書（第2号様式の別紙2）
- (3) 収支予算書（第2号様式の別紙3）
- (4) 児童名簿（第2号様式の別紙4）
- (5) 放課後児童クラブの利用申請書の写し
- (6) 就労証明書その他の補助事業を利用しようとする児童が適切な保護及び育成を受けることができない状態であることを証明するものの写し
- (7) 放課後児童支援員等調書（第2号様式の別紙5）
- (8) 放課後児童支援員等の履歴書、資格証明書及び雇用契約書の写し
- (9) 施設の現況調書
- (10) 施設の賃貸借契約書等の写し（賃借料補助に係る申請の場合に限る。）
- (11) 事業を利用する児童に係る賠償責任保険、傷害保険等の申込みの写し
- (12) 口座振込依頼書兼登録申請書
- (13) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定等）

第9条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することの決定（以下「交付決定」という。

）をしたときは決定した内容及びこれに付けた条件を世田谷区放課後児童クラブ運営費補助金交付決定通知書（第3号様式）により、

補助金を交付しないことの決定をしたときはその旨を世田谷区放課後児童クラブ運営費補助金不交付決定通知書（第4号様式）により

、申請者に通知するものとする。

2 区長は、補助金の交付が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補助金の交付を決定してはならない。

（申請の撤回）

第10条 区長は、交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）が交付決定の内容又はこれに付された条件に異議のあるときは、当該申請者に、交付決定の通知を受けた日から起算して14日以内に撤回の理由を記した書面を提出させることにより、第8条の規定による交付申請を撤回させることができる。

2 前項の規定は、補助事業者が第14条第2項の規定による変更承認の通知を受けた場合において準用する。

（事情変更による決定の取消し等）

第11条 区長は、交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該決定の全部又は一部を取り消し、又は当該決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（概算払）

第12条 区長は、補助事業者が世田谷区会計事務規則（昭和40年3月世田谷区規則第9号）第86条第1項の規定による概算払（以下「概算払」という。）を希望する場合であって、特別の事情があると認めたときは、補助金を概算払により交付することができる。

（事業の実施状況の報告）

第13条 補助事業者は、交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の月ごとの実施状況について、当該月の翌月10日までに、世田谷区放課後児童クラブ運営費補助金実施状況報告書（第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて区長に報告しなければならない。

- (1) 当該月において新たに補助事業の利用登録をした児童に係る当該児童の補助事業の利用申請書、就労証明書その他の当該児童が適切な保護及び育成を受けることができない状態であることを証明するものの写し
- (2) 当該月における補助事業を利用する児童（以下「利用児童」という。）の保護者による補助事業の利用の登録の取消しに係る届出の写し
- (3) 当該月の放課後児童支援員等の勤務状況表の写し
- (4) 当該月において新たに雇用した放課後児童支援員等の履歴書、資格証明書及び雇用契約書の写し
- (5) 当該月に発行された放課後児童クラブにおける利用児童の様子、行事の予定等を利用児童の保護者に伝える配付物等の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

（変更の承認）

第14条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助事業者に、速やかに世田谷区放課後児童クラブ運営費補助事業変更等承認申請書（第6号様式）によりその承認に係る申請をさせなければならない。ただし、当該各号に規定する変更のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

2 区長は、前項の申請を承認したときは世田谷区放課後児童クラブ運営費補助事業変更等承認通知書（第7号様式）により、これを承認しないときは世田谷区放課後児童クラブ運営費補助事業変更等不承認通知書（第8号様式）により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

3 区長は、前項の規定により補助事業の変更を承認したときは、交付決定した補助金の額を変更することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第15条 区長は、補助事業者が補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、当該補助事業者に、その6月前までに世田谷区放課

後児童クラブ運営費補助事業中止（廃止）承認申請書（第9号様式）によりその承認に係る申請をさせなければならない。

2 区長は、前項の申請を承認したときは世田谷区放課後児童クラブ運営費補助事業中止（廃止）承認通知書（第10号様式）により、これを承認しないときは世田谷区放課後児童クラブ運営費補助事業中止（廃止）不承認通知書（第11号様式）により、その旨を補助事業者へに通知するものとする。

3 区長は、前項の規定により補助事業の中止又は廃止（補助事業者の責に帰すべき事由によるものを除く。）を承認したときは、交付決定した補助金の額を変更することができる。

（報告聴取、助言及び指導）

第16条 区長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、次に掲げる事項について報告を求め、又は助言若しくは指導を行うものとする。

(1) 放課後児童クラブの運営、支援の内容、経理の状況等に関する事項

(2) 事故の発生要因、関係者の過失の有無等に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

（実地検査）

第17条 区長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者への通知後、実地の検査（以下「実地検査」という。）を行うものとする。

2 実地検査を行うに当たっては、必要に応じて、放課後児童支援員その他の補助事業に従事する職員及び利用児童の保護者から補助事業の実施状況について事情を聴取するものとする。

3 実地検査は、複数の職員により行い、必要に応じて、当該職員に児童指導の職務に従事する職員その他の事業に関する専門的な知識経験を有する職員を含めるものとする。

4 区長は、実地検査により把握した補助事業の実態、実地検査に伴い行った指導の内容その他の必要な事項を記録しなければならない

。

(遂行命令等)

第18条 区長は、補助事業者が実地検査に伴い行った指導に従わないときは、当該補助事業者に対し、世田谷区放課後児童クラブ運営費補助事業是正命令通知書（第12号様式）により、当該指導に係る所要の措置をとるべきことを命ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、緊急の必要があると認めるときは、実地検査を経ることなく、補助事業者に対し、速やかに所要の措置を行うべきことを命ずるものとする。

3 区長は、補助事業者が第1項の規定による命令に違反したときは、当該補助事業者に対して、世田谷区放課後児童クラブ運営費補助事業停止命令通知書（第13号様式）により補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

4 前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者が当該改善勧告に係る所要の改善を指定する期日までにとらないときは、第24条第1項の規定により当該補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消す旨を明らかにしなければならない。

(実績報告)

第19条 区長は、交付決定に係る会計年度が終了したとき（第15条第2項の規定により廃止の承認をしたときを含む。）は、補助事業者に、次に掲げる書類を添付した世田谷区放課後児童クラブ運営費補助事業実績報告書（第14号様式。以下「実績報告書」という。）により、当該年度に係る実績の報告をさせなければならない。

- (1) 実績報告額内訳書（第14号様式の別紙1）
- (2) 収支決算書（第14号様式の別紙2）
- (3) 自己評価及び利用者評価又は第三者評価受審結果
- (4) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書の審査及び実地検査を行い、必要があると認めたときは、その報告

に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査することができる。

(是正処置)

第20条 前条第2項の規定による審査又は調査の結果、補助事業の成果が交付決定の内容又はこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

2 区長は、前項の規定による命令により補助事業者が必要な処置をした場合は、当該補助事業者に、実績報告書によりその結果を報告させなければならない。

(補助金の交付額の確定)

第21条 区長は、前2条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付額を確定し、その内容を世田谷区放課後児童クラブ運営費補助金額確定通知書（第15号様式）により補助事業者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による審査を行うに当たり、必要と認めるときは、実地検査を行い、及び関係書類の提出を求めることができる。

3 第1項の規定により補助金の額を確定した場合において、当該額が交付決定額（交付決定に基づく補助金の交付額又は第14条第2項の規定による変更承認に基づく補助金の交付額をいう。以下同じ。）を上回るときは、確定した補助金の交付額と交付決定額との差額について、第1項に規定する通知をもって補助金の追加交付を決定したものとする。

(補助金の請求及び支払)

第22条 区長は、前条第1項の規定により補助金の交付額の確定の通知をしたとき（第12条の規定により、概算払により補助金を交付する場合にあっては、交付決定の通知をしたとき）は、当該通知を受けた補助事業者に、世田谷区放課後児童クラブ運営費補助金交付請求書（第16号様式）により、速やかに補助金の交付を請求させるものとする。

2 区長は、前項の規定による補助金の交付の請求があったときは、その内容を審査の上、速やかに補助金を支払うものとする。

3 前2項の規定は、前条第3項の規定により補助金の追加交付を決定した場合について準用する。

(補助金の精算)

第23条 区長は、概算払により補助金を交付した場合において、第21条第1項の規定による確定の通知をしたときは、当該通知を受けた補助事業者に、世田谷区放課後児童クラブ運営費補助金精算書（第17号様式）を提出させ、補助金の精算をさせなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第24条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 実績報告書により報告された補助事業の成果又は補助事業の事業費の実績額が著しく第8条の規定による交付申請の内容を下回る
とき。
- (4) 第7条第2項の規定により締結した協定の内容、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。
- (5) 実績報告書の内容に、故意に虚偽の記載をし、又は記載すべき事項を記載しなかったとき。
- (6) 補助事業の中止又は廃止（補助事業者の責に帰すべき事由によるものに限る。）
をしたとき。
- (7) 補助事業に関し、他の助成金、委託料等を受け、又は受けることになっていることが判明したとき。
- (8) 補助金の交付に係る放課後児童クラブについて、継続的かつ安定的な運営ができていないと区長が認めるとき。
- (9) 補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、区長が必要と認めるとき。

2 前項各号に掲げる場合のほか、区長は、補助金の交付が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補助金の交付の決定の全部を取り消さなければならない。

3 区長は、前2項の規定による取消しをしたときは、その内容を世田谷区放課後児童クラブ運営費補助金交付決定取消通知書（第18号様式）により当該補助事業者速やかに通知しなければならない。

4 前3項の規定は、第21条第1項の規定により補助金の額が確定した後においても適用する。

（補助金の返還）

第25条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助事業者に対し、世田谷区放課後児童クラブ運営費補助金返還命令通知書（第19号様式）により期限を定めて、補助金の返還を命ずるものとする。

(1) 前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付が行われているとき。

(2) 第21条第1項の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金の交付が行われているとき。

2 前項の規定は、区長が第15条第2項の規定による補助事業の中止又は廃止の承認をした場合に準用する。

（違約加算金及び延滞金）

第26条 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたとき（第24条第1項第3号の規定により交付決定を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときを除く。）は、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第27条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第28条 第26条第2項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(補助金の一時停止)

第29条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の要綱等に基づき交付されている補助金等の返還を命じられた補助事業者が、当該補助金等、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

(消費税に係る仕入控除の報告)

第30条 区長は、補助事業の完了後に行う消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除が確定したときは、補助事業者は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第20号様式）によりその内容を報告させなければならない。この場合において、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の1の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っているときは、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告させるものとする。

2 区長は、前項の規定による報告があった場合には、当該報告をした補助事業者は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付を求めることができるものとする。

(財産の処分の制限)

第31条 区長は、補助事業者が補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の機械、器具その他の財産（以下この条において「財産」という。）の処分（補助金の交付の目的以外の用途に使用し、又は譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、若しくは廃棄することをいう。以下同じ。）をしようとするときは、当該補助事業者在世田谷区放課後児童クラブ運営費補助金財産処分承認申請書（第21号様式）によりあらかじめその処分に係る承認の申請をさせなければならない。

ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間（次条第3項において「処分制限期間」という。）を経過する日を経過した場合は、この限りでない。

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、財産の処分を承認するときは、その旨及び承認の条件を世田谷区放課後児童クラブ運営費補助金財産処分承認書（第22号様式）により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

3 区長は、財産の処分により収入があった場合において、必要と認めるときは、補助事業者に、既に交付した補助金の一部又は全部を返還させるものとする。

4 区長は、財産については、補助事業者に、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らせなければならない。

(書類の保存)

第32条 区長は、補助金交付台帳を作成し、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 区長は、補助事業者が補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を作成させるとともに、歳入及び歳出についての証拠書類を整理し、これらの書類（次項において「書類」という。）を補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管させるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、区長は、前条第1項に規定する財産がある場合は、補助事業者に、書類を当該財産の財産処分が完了する日又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管させるものとする。

(助言、研修及び指導)

第 3 3 条 区長は、必要があると認めるときは、第 1 6 条の報告聴取、助言及び指導、

第 1 7 条の实地検査、第 1 8 条の遂行命令等のほか、補助事業者に対し、補助事業の内容に関する助言、補助事業に従事する指導員の研修その他利用児童の福祉の向上を図るため必要な指導を行うものとする。

(委任)

第 3 4 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、子ども・若者部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

(社会福祉法人等を補助事業者とする場合の読替え)

2 社会福祉法人（社会福祉法人社会福祉協議会及び社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団を除く。）を補助事業者とする場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 8 条	世田谷区放課後児童クラブ運営費補助金交付申請書（第 2 号様式）	補助金交付・貸付金貸付申請書（規則第 1 号様式）
第 9 条第 1 項	世田谷区放課後児童クラブ運営費補助金交付決定通知書（第 3 号様式）	補助金交付・貸付金貸付可否決定通知書（社福施行規則第 3 号様式）
	世田谷区放課後児童クラブ運	

	営費補助金不交付決定通知書 (第4号様式)	
第18条第1項	世田谷区放課後児童クラブ運営費補助金是正命令通知書 (第12号様式)	助成事業遂行命令通知書(社福施行規則第5号様式)
第18条第3項	世田谷区放課後児童クラブ運営費補助事業停止命令通知書 (第13号様式)	助成事業停止命令通知書(社福施行規則第6号様式)
第19条第1項	世田谷区放課後児童クラブ運営費補助事業実績報告書(第14号様式。以下「実績報告書」という。)	補助事業実績報告書(社福施行規則第7号様式。以下「実績報告書」という。)
第24条第3項	世田谷区放課後児童クラブ運営費補助金交付決定取消通知書(第18号様式)	助成決定取消通知書(社福施行規則第8号様式)

- 3 社会福祉法人社会福祉協議会を補助事業者とする場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8条	世田谷区放課後児童クラブ運営費補助金交付申請書(第2	助成申請書(社協施行規則第1号様式)
-----	----------------------------	--------------------

	号様式)	
第9条第1項	世田谷区放課後児童クラブ運営費補助金交付決定通知書 (第3号様式)	助成決定通知書(社協施行規則第2号様式)
	世田谷区放課後児童クラブ運営費補助金不交付決定通知書 (第4号様式)	助成申請却下通知書(社協施行規則第3号様式)

- 4 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団を補助事業者とする場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8条	世田谷区放課後児童クラブ運営費補助金交付申請書(第2号様式)	補助金交付申請書(事業団施行規則第1号様式)
第9条第1項	世田谷区放課後児童クラブ運営費補助金交付決定通知書 (第3号様式)	補助金交付決定通知書(事業団施行規則第3号様式)
	世田谷区放課後児童クラブ運営費補助金不交付決定通知書 (第4号様式)	補助金交付申請却下通知書 (事業団施行規則第5号様式)
第24条第3項	世田谷区放課後児童クラブ運	助成決定取消通知書兼補助金

	営費補助金交付決定取消通知書（第 18 号様式）	等返還命令書（事業団施行規則第 7 号様式）
--	--------------------------	------------------------

附 則（令和 6 年 4 月 1 日 6 世児第151号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 2 月 3 日 6 世児第710号）

この要綱は、令和 7 年 2 月 3 日から施行し、この要綱による改正後の世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 4 条、第 5 条、第 6 条関係）

事業	要件	補助対象経費	補助基準額
1 放課後児童健全育成事業	(1) 国要綱別添 1 に規定する事業に該当すること。 (2) 都要綱別添 1 に規定する事業に該当すること。 (3) 放課後児童健全育成事業所の年間の開所日数が、2	人件費、物品購入費、維持管理費その他の都要綱別添 1 に規定する事業に要する経費（飲食物費を除く。）	<u>1 原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準どおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を 2 名以上配置した場合は、</u> 次の(1)及び(3)に定める額（1 日の開所時間が 8 時間以上の場合は、次の(1)から(3)までに定める額）の合計額 (1) 基本額（1 支援の単位当たり年額） ア 児童数が 1～19 人の場合 <u>4,313,000</u> 円－（19 人－児童数）×29,000 円 イ 児童数が 20～35 人の場合 <u>6,552,000</u> 円－（36 人－児童数）×26,000 円

	50 日以上である こと。	ウ 児童数が 36～45 人の場合 <u>6,552,000 円</u> (2) 開所日数加算額（1 支援の単位当たり年額） （年間開所日数－250 日）×<u>26,000 円</u> (3) 長時間開所加算額（1 支援の単位当たり年額） ア 平日分 「1 日の開所時間が 6 時間を超える時間のうち 19 時までの時間」の 年間平均時間数×<u>671,000 円</u> イ 長期休暇等分 「1 日の開所時間が 8 時間を超える時間のうち 19 時までの時間」の 年間平均時間数×<u>302,000 円</u> <u>2 原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準どおり放 課後児童支援員、補助員を配置した場合次の(1)及び(3)に定める額（1 日の 開所時間が 8 時間以上の場合は、次の(1)から(3)までに定める額）の合計額</u> <u>(1) 基本額（1 支援の単位当たり年額）</u> ア 児童数が 1～19 人の場合 <u>2,629,000 円－（19 人－児童数）×29,000 円</u> イ 児童数が 20～35 人の場合 <u>4,868,000 円－（36 人－児童数）×26,000 円</u> ウ 児童数が 36～45 人の場合
--	--------------------------	---

			<u>4,868,000 円</u> <u>(2) 開所日数加算額（1 支援の単位当たり年額）</u> <u>（年間開所日数－250 日）×20,000 円</u> <u>(3) 長時間開所加算額（1 支援の単位当たり年額）</u> <u>ア 平日分</u> <u>「1 日の開所時間が 6 時間を超える時間のうち 1 9 時までの時間」の</u> <u>年間平均時間数 421,000 円</u> <u>イ 長期休暇等分</u> <u>「1 日の開所時間が 8 時間を超える時間のうち 1 9 時までの時間」の</u> <u>年間平均時間数×190,000 円</u>
2 障害児受 入推進事業	(1) 国要綱別添 3 に 規定する事業（国 要綱別添 3 の 3 (3) に掲げる事業に限 る。）に該当する こと。 (2) 都要綱別添 3 に 規定する事業（都 要綱別添 3 の 3 (3)	都要綱別添 3 の 3 (3)に規定する経費	1 支援の単位当たりの年額 <u>2,059,000 円</u>

	に掲げる事業に限る。)に該当すること。		
3 放課後児童クラブ運営支援事業 (賃借料補助)	(1) 国要綱別添4に規定する事業(国要綱別添4の3(1)に掲げる事業に限る。)に該当すること。 (2) 都要綱別添4に規定する事業(都要綱別添4の3(1)に掲げる事業に限る。)に該当すること。	都要綱別添4の3 (1)に規定する経費	施設の延床面積(施設の利用定員<u>(協議書に記載している定員をいう。)</u>に3.3㎡を乗じた面積を限度とする。)に1㎡当たり月額3,600円を乗じて得た額(その額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に実施月数を乗じて得た額。ただし、1事業所当たりの年額は、11,400,000円を上限とする。
4 放課後児童クラブ送迎支援事業	(1) 国要綱別添5に規定する事業に該当すること。 (2) 都要綱別添5に	人件費、バス等車輦に係る燃料費その他の都要綱別添5に規定する事業	1事業所当たりの年額 4,800,000円

	規定する事業に該当すること。	に要する経費	
5 放課後児童支援員等処遇改善等事業	(1) 国要綱別添 6 に規定する事業（国要綱別添 6 の 3 (1) に掲げる事業に限る。）に該当すること。 (2) 都要綱別添 6 に規定する事業（都要綱別添 6 の 3 (1) に掲げる事業に限る。）に該当すること。	都要綱別添 6 の 3 (1)に規定する経費	(1) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置 1 支援の単位当たりの年額 1,678,000 円 (2) (1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置 1 支援の単位当たりの年額 3,158,000 円
6 障害児受入強化推進事業	(1) 国要綱別添 7 に規定する事業（国要綱別添 7 の 3 (1) ③並びに(2)①ウ及び②に掲げる事業	都要綱別添 7 の 3 (1)ウ並びに(2)①ウ及び②に規定する経費	(1) 障害児を 2 人以上 5 人以下受け入れる場合 1 支援の単位当たりの年額 <u>2,059,000</u> 円 (2) 障害児を 6 人以上 8 人以下受け入れる場合 ア 職員を 1 人配置 1 支援の単位当たりの年額 <u>2,059,000</u> 円

	に限る。)に該当すること。 (2) 都要綱別添 7 に規定する事業(都要綱別添 7 の 3(1)ウ並びに(2)①ウ及び②に掲げる事業に限る。)に該当すること。		イ 職員を 2 人以上配置 1 支援の単位当たりの年額 <u>4,118,000 円</u> (3) 障害児を 9 人以上受け入れる場合 ア 職員を 1 人配置 1 支援の単位当たりの年額 <u>2,059,000 円</u> イ 職員を 2 人以上配置 1 支援の単位当たりの年額 <u>4,118,000 円</u> ウ 職員を 3 人以上配置 1 支援の単位当たりの年額 <u>6,177,000 円</u> (4) 医療的ケア児を受け入れる場合 ア 看護職員等を配置 1 支援の単位当たりの年額 4,061,000 円 イ 看護職員等が送迎支援等を実施 1 支援の単位当たりの年額 1,353,000 円
7 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	(1) 国要綱別添 10 に規定する事業に該当すること。 (2) 都要綱別添 10 に規定する事業に該当すること。	人件費その他の都要綱別添 10 に規定する事業に要する経費	1 支援の単位当たりの年額 <u>2,951,000 円</u>
8 放課後児童クラブ第	(1) 国要綱別添 11 に規定する事業に	都要綱別添 11 に規定する経費	1 事業所当たりの年額 <u>600,000 円</u>

三者評価受 審推進事業	該当すること。 (2) 都要綱別添 1 1 に規定する事業に 該当すること。		
9 放課後児 童支援員キ ャリアアッ プ処遇改善 事業	(1) 国要綱別添 1 2 に規定する事業に 該当すること。 (2) 都要綱別添 1 2 に規定する事業に 該当すること。	都要綱別添 1 2 に 規定する経費	次の(1)から(3)までに掲げる 1 支援の単位当たり年額の合計額。ただし、1 支援の単位あたりの基準額は、919,000 円を上限とする。 (1) 放課後児童支援員を配置 対象職員 1 人当たり 131,000 円 (2) 概ね経験年数 5 年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した 者を配置 対象職員 1 人当たり 263,000 円 (3) (2)の条件を満たす概ね経験年数 10 年以上の放課後児童支援員で、事業 所長（マネジメント）的立場にある者を配置 対象職員 1 人当たり 394,000 円
1 0 放課後 児童支援員 等処遇改善 事業（月額 9,000 円相 当賃金改 善）	(1) 国要綱別添 1 3 に規定する事業に 該当すること。 (2) 都要綱別添 1 5 に規定する事業に 該当すること。	都要綱別添 1 5 に 規定する経費	支援の単位ごとに、次の算式により算出された額の合計額 $11,000 \text{ 円} \times \text{賃金改善対象者数} \times \text{事業実施月数}$

1 1 都型学 童クラブ事 業	都型学童クラブ事業 実施要綱に規定する 事業に該当するこ と。	都型学童クラブ事 業補助要綱別表に 規定する経費	支援の単位ごとに、次に掲げる毎月初日の児童数の区分に応じてそれぞれ 定める額（1 支援の単位当たり月額） (1) 児童数が 10～19 人 346,000 円－（19 人－児童数）× <u>19,000</u> 円 (2) 児童数が 20～35 人 346,000 円－（36 人－児童数）×11,500 円 (3) 児童数が 36～45 人 346,000 円
1 2 学童ク ラブにおけ る医療的ケ ア児等受入 支援事業	都要綱別添 1 4 に規 定する事業（都要綱 別添 1 4 の 3 (1)ウ及 び(2)ウに掲げる事業 に限る。）及び都要 綱別添 1 4 に規定す る事業（都要綱別添 1 4 の 3 (3)に掲げる 事業に限る。）のい ずれにも該当するこ と。	都要綱別添 1 4 の 3 (1)ウ、(2)ウ又は (3)に規定する経費	1 支援の単位当たりの年額 7,500,000 円

備考

- 1 支援の単位とは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 10 条第 4 項に規定する単位をいう。

- 2 各事業（放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業を除く。）の事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合の基準額は、基準額（年額）を12で除して得た額に事業実施月数を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とする。
- 3 賃金改善対象者数とは、都要綱別添15に規定する賃金改善対象者数をいう。